

第83回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成29年2月6日（月）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子

【専門委員】

勇上 和史（神戸大学大学院経済学研究科准教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、
大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長、長尾調査官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：佐藤調査官ほか

4 議 題 労働力調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただ今から、第83回人口・社会統計部会を開催いたします。

私は、白波瀬と申しまして、この部会の部会長を務めてさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、1月27日に開催されました第105回統計委員会において、総務大臣から諮問さ
れた「労働力調査の変更」について審議を行います。

今回、審議をお願いいたします委員及び専門委員等につきましては、お手元の資料4-
1として名簿をお配りしております。

本日が第1回目の審議となりますので、名簿の順に一言自己紹介をお願いいたします。

今日、川口専門委員は所用によって御欠席ということですので、御了承くださいませ。

それでは、嶋崎委員から順によろしくお願いいたします。

○嶋崎委員 早稲田大学の嶋崎です。社会学が専門です。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしくお願ひします。

○嶋崎委員 よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 勇上専門委員、お願ひいたします。

○勇上専門委員 神戸大学大学院経済学研究科の勇上と申します。労働経済学を専門にしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 よろしくお願ひいたします。

また、審議協力者として、関係府省、東京都及び大阪府からも御参加いただいておりますので、座席順に一言自己紹介をお願ひいたします。

それでは、財務省から左回りに、よろしくお願ひいたします。

○高浪財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官 財務省の高浪です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課上席生涯学習官 文部科学省生涯学習政策局の林です。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長 厚生労働省の中村です。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

○二宮農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付調整第1係長 農林水産省の二宮です。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省の荒川です。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

○内田国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省、内田です。よろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 お願ひします。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 東京都社会統計課長の松尾です。よろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府の一坂です。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

続きまして、事務局、調査実施者からも自己紹介をお願ひいたします。

まず、統計委員会担当室の方から。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 統計委員会担当室の山澤と申します。よろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 お願ひします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 政策統括官室の佐藤と申します。よ

ろしくお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 統計審査官室の小日向です。よろしく申し上げます。

○森岡総務省政策統括官(統計基準担当)付主査 統計審査官室の森岡です。よろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 申し上げます。

では、調査実施者の方からどうぞ。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 統計局労働力人口統計室長の長藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 申し上げます。

○長尾総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 労働力人口統計室の長尾と申します。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 申し上げます。

○吉田総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 吉田です。よろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 申し上げます。

○永井総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 永井と申します。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 申し上げます。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 統計局の小泉と申します。よろしく申し上げます。

○白波瀬部会長 よろしくお願いいたします。

では、一言お断わりさせていただきたいのですが、時間についてでございます。

本日の部会は、12時までを予定しておりますが、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと存じます。そのような場合、既に御予定がある委員、専門委員等の皆様におかれましては、御自由に御退席いただいて結構です。

続きまして、部会審議の進め方について、事前に皆様の御了解を得ておきたいと思えます。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められておまして、総務省統計審査官室がその基準に即して事前に審査した状況や論点などについて整理したものが、資料3-1の「審査メモ」として、本部会に示されております。部会の審議は、基本的にこの審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、議事次第に記載の配布資料と照らし合わせながら、資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料につきましては、資料1としまして統計委員会の諮問資料、資料2として統計委員会諮問資料の参考、審議関連資料としまして、資料3-1で審査メモ、資料3

ー 2 で審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、その他としまして、資料 4-1 で部会構成員名簿、資料 4-2 で部会の開催日程をお配りしております。

資料の不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

続きまして、全体の審議スケジュールについてですが、資料 4-2 を御覧願います。本件につきましては、本日を含めまして、計 2 回の部会審議を予定しております。

1 回目となります本日の部会では、事務局から諮問の概要について説明した後、審査メモに即して審議を行うこととしております。審査メモについての審議は、基本的に本日の部会で終えたいと考えております。

次回、2 月 22 日に予定しております 2 回目の部会では、始めに、本日の部会で宿題事項等があった場合、それに対する調査実施者の回答を踏まえて審議した後、可能であれば、答申案についての審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、計 2 回の部会で審議が終了しなかった場合は、大変恐縮ではございますが、予備として設定しております 3 月 7 日、火曜日に 3 回目の部会を開催させていただきますので、御了承願います。

以上の部会審議を経た上で、3 月 21 日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

本日の部会の審議の進め方としましては、最初に事務局から資料 3-1 に沿って、審査メモの審査状況や論点について簡単に説明した後、調査実施者から、資料 3-2 に沿って補足説明や論点に対する回答の説明等をしていただきます。それを踏まえ、御審議をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、労働力調査の調査計画の変更に係る諮問の概要について、説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、諮問の概要につきまして、資料 2 に沿って説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、まず、2 ページ目の労働力調査の概要から説明させていただきます。

この調査は、毎月末日現在で実施されている月次調査でございます。

その下の調査範囲及び報告者数ですが、基礎調査票につきましては、全国約 4 万世帯の約 11 万人、特定調査票につきましては、約 1 万世帯の約 2 万 5000 人を対象としております。

調査対象世帯につきましては、基礎調査票を毎回 1 年目の連続する 2 か月と、2 年目の連続する 2 か月の計 4 か月記入いたしますが、特定調査票につきましては、2 年目の 2 か月のみ記入いたします。

右側にまいりまして、調査事項についてです。基礎調査票では、就業状態、雇用形態、求職状況等がございます。特定調査票では、非正規の雇用者が現職の雇用形態に就いている理由、求職活動の期間、就業希望の有無等を把握することとしております。

左下の調査組織、調査方法ですが、都道府県を經由いたしまして、調査員が世帯に調査票を配布し、回答いただくこととしております。

3 ページにまいりまして、労働力調査の利活用状況を紹介させていただきます。

政府が毎月発表する月例経済報告において、失業者数等が雇用面の指標として景気分析に利用されております。

また、重要性に鑑みまして、毎月末の閣議において、総務大臣から結果が報告されております。

続きまして、4 ページからは今回の諮問の背景にあります 2013 年の ILO 決議の内容につきまして、本調査に関係する部分につき、説明いたします。

決議内容の 1 点目は、失業者の定義についてです。従前の定義では、求職活動を行った期間は、各国の裁量に任されておりましたが、ILO 決議では 4 週間又は 1 か月と明確化されております。

5 ページを御覧いただければと思います。決議内容の 2 点目ですが、未活用労働指標と呼ばれておりますが、左側に記載の LU1 から LU4 までの 4 つの指標のうち、2 つ以上を集計することとされております。LU1 は、先ほど説明いたしました新たな定義の失業率でございます。LU2 以下の詳細な説明は省略いたしますが、様々な指標を用いて、未活用労働の状況を明らかにしようとする取組と言えます。

続きまして、6 ページを御覧いただければと思います。6 ページでは、基本計画での言及について紹介しております。ILO 決議への対応については、平成 28 年度末までに結論を得ることとされております。

それでは、7 ページからは、本調査の変更事項について整理しております。

1 点目は、ILO 決議に対応するため、失業者の要件のうち、「1 か月以内に求職活動をしていること」及び「就業可能な者であること」について、基礎調査票で把握するものでございます。

2 点目は、ILO 決議に対応するため、未活用労働に係る新指標のうち、「LU2（追加就労希望就業者を加えた率）」の算出に用いる就業時間の延長や仕事の追加の可否を把握する調査事項を特定調査票に追加するものでございます。

8 ページにまいります。変更内容の 3 点目ですが、先ほど説明いたしました 1 点目の変更、基礎調査票での「この 1 か月の就業活動の有無」及び「就業の可能性」の把握に伴いまして、把握内容がこれと重複するため、最近の就業活動の時期を特定調査票から削除することとしております。

4 点目は、ただ今説明いたしました削除に伴いまして、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を推計できなくなるため、特定調査票の本調査事項の選択肢に「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加するものでございます。

9 ページを御覧ください。前回、平成 24 年 1 月の統計委員会の答申におきまして、今後の課題が付されておりますので、それへの対応状況を確認することとしております。

具体的には、「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、「常雇」に該当する

者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に把握していない者がいるおそれがあるため、選択肢に「わからない」を追加する必要性について指摘しております。これについては、指摘を踏まえ、「わからない」を追加することとしております。

続きまして、10 ページからは、本調査の集計事項について整理しております。

ILO 決議において、集計することとされております4つの未活用労働指標に加え、2つの補助指標、いわゆる会社都合等による失業の率と、拡張求職者、すなわち1か月以内に求職活動をしていて、すぐにはないが、2週間以内に就業できる者を加えた率を集計することとしております。

最後に、11 ページを御覧ください。変更後の公表スケジュールについてでございます。時系列比較の観点に留意いたしまして、当面、従前公表している完全失業率等の公表を維持することといたしまして、新たな失業率の毎月の公表は、季節調整値による時系列比較等が可能となった時点で実施することとしております。

また、ILO 決議等に対応した新たな4指標と補助指標の公表は、四半期ごとに実施することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

詳細な議論につきましては、基本的に、個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、特にここで発言しておきたいという点がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいですか。では、これから労働力調査の調査計画の変更内容について、審議を行います。

限られた時間で効率的に御議論いただくため、審議の進め方としては、関連する変更事項などはまとめて御説明いただきまして、その後、審議するという形にしたいと思います。

それでは、資料3-1の審査メモを御覧ください。

「1 労働力調査の変更」についてですが、まずは「(1) 報告を求める事項の変更」からです。

2 ページの「ア 「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設等」について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ2ページの「アの「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設等」についてでございます。

今回の変更計画では、従来の特定調査票の調査事項であった「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」について、基礎調査票に移設することとしております。

3 ページの審査の状況のところですが、これにつきましては、ILO 決議におきまして、失業者の要件となっている求職活動期間について、「4週間又は1か月」とするよう期間が明確化されたことを踏まえ、従来の定義に加え、新たな定義による失業者も毎月公表できるよう、直近1か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能な者を把握するために必要な調査事項を従来の特定調査票から基礎調査票に移設して把握するものであり、国際

比較可能性に配慮したものであることから、おおむね適当であると考えますが、新たな失業者の把握方法の妥当性などについて、三つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2に基づきまして、論点に対する回答をしたいと思います。

最初の論点でございますが、ILO 決議における新たな定義では、求職活動期間は「4週間又は1か月」とされているところ、我が国においては、当該期間を「1か月」と設定する理由は何かという論点がまず第1点。

それから、二番目としまして、従前の定義に準拠した完全失業者を把握する調査事項である「調査の期日を最終日とする7日間における就業状態」を変更して、新たな失業者を把握するのではなく、従前の定義による完全失業者に加え、更に新たな失業者を把握する、その理由・必要性は何か。

それから、三つ目の論点が、新たな定義による失業者については、どのような形でいつから公表する予定か。新旧二つの定義による失業者を公表するに当たり、調査結果の利活用上、混乱が生じないようにするため、どのような措置を講ずる予定かというものでございます。

最初の論点の「4週間又は1か月」という点でございますが、この回答に記載してございますように、我が国の労働力調査では、調査期日を月末としております。求職活動期間を4週間としますと、月初めの数日間が含まれるのか、含まれないのか、そこで報告者に混乱をもたらす可能性があるということで、1か月の方が報告者にとって分かりやすいと考えまして、労働力調査では「1か月」としております。

また、現行の特定調査票においても、1か月の期間で求職活動を把握しており、これは現在の特設調査票のB3とC4でございますが、現行の調査との継続性、時系列の維持が可能となるということでございます。

こうした理由から、我が国では、求職活動期間については「1か月」としたいと考えております。

それから、二番目ですが、先ほど諮問の概要の中でも御説明がありましたように、この労働力調査は雇用情勢の判断のために、就業状態を時系列的に明らかにするといった重要な役割があります。その時系列の維持ということがユーザーの観点からも非常に重要であるということでございます。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」におきましても、失業者の定義の変更や、失業率を補う新たな指標の作成及び提供については、時系列比較の観点にも留意しつつ、統計の作成及び提供に努めるということとされております。

こうしたことから、時系列を維持するために、月末1週間の就業状態を把握する調査事項を変更せずに、従来の完全失業者を引き続き把握した上で、「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の調査事項を追加することによって、新たな定義で追加される失業者

を把握することとしております。

また、三番目ですが、新たな定義による失業者につきましては、未活用労働指標の一環として、四半期ごとの詳細集計において公表することとしております。最初の公表は平成30年5月を予定しております。

労働力調査の結果の失業率ですが、政府が毎月公表する月例経済報告の中で、景気を判断する重要指標の一つとして利用されておりますことから、当面は現行の完全失業者を基本集計として毎月公表していくこととしております。

したがいまして、従前の完全失業率が毎月公表されて、この新しい失業率につきましては、四半期ごとの詳細集計において公表するという形になっております。この公表に際しましては、利用者に混乱を生じないように、分かりやすい解説資料等を作成して提供するなど、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

こちらからは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、よろしく願いいたします。

○一坂大阪府総務部統計課長 よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府ですが、一点、内容について確認をさせていただきます。ただ今の御説明で、従来の完全失業者を引き続き把握した上で、新たな定義の失業者を追加していくということで、この新たな定義による求職活動期間については1か月ということでした。この1か月は、いわゆる調査の該当月の1か月なのかということでした。この1か月は、いわゆる調査の該当月の1か月なのかということでした。この1か月は、いわゆる調査の該当月の1か月なのかということでした。というのは、12月などは調査期日が26日、月によっては31日ある月がある。月によっては、日数に5日の差が出てきますので、この辺りについてはどのようにお考えかということを確認させていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 はい。お願いいたします。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 お答え申し上げます。

まず、月末時点の調査期日という形にしてございますので、仮に4週間にしますと、3月の場合、3月4日からカウントしてくださいということで、3月1日から3日は求職活動をして判定しないでくださいという形になります。これは、報告者側からすると、3月4日からみてくださいという形は難しいのかなと思っております。

一方で、例えば4月30日の月になりますと、今度は4月3日から算入してくださいという形になりますし、12月は26日を期日としておりますので、ここは12月1日から1か月間。「今月に」という形で調査する方が報告者にとって分かりやすいのではないかと考えております。

なお、4週間にしている国はどのような形で4週間になっているかと言いますと、月の中旬ぐらいが調査期日になっていまして、むしろ中旬のときに「今月」という形で聞くと、例えば15日を調査期日としている国は、15日分しかカウントしないおそれがありますので、そういう意味ではほかの国は4週間としている。我が国は、調査期日は末日でございますので、1か月とすることが一番回答の紛れもないのではないかと考えております。

な設計にさせていただいております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに、嶋崎委員。

○嶋崎委員 今、4週間の国が中旬の実施ということを知って、とても納得いたしました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、勇上専門委員。

○勇上専門委員 神戸大学の勇上です。1か月に求職活動期間を延ばすことについて、国際基準上、1か月ということで結構だと思いますが、この場合の職探しは、後ほどの論点にも関わりますが、過去の求職活動の結果を待っている者も1か月の職探しに入ると考えてよろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 お願いします。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 少し先の論点にはなりますが、実際に求職活動、仕事の登録、ハローワークですとか、いろいろ求人を探したり、登録をしてから結果が出たり、面接活動などを行われている過程、全て求職活動だと考えております。これまでの労働力調査におきましては、結果を待っている間も失業の状態という形で含めておきまして、その定義まで変えて、期間のほかに変えますと、混乱を招くということもありますので、今回は結果を待っている者も含めた形にしたいと考えております。

○勇上専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ほかによろしいですか。

それでは、この件については、御了承いただいたものといたします。

続きまして、審査メモ4ページの「イ 「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加」について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ4ページの「イの「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加」についてでございます。

今回の変更計画では、特定調査票におきまして、「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」、追加的な仕事に就業可能な者を把握する調査事項を追加することとしております。

これにつきましては、ILO 決議において導入することとされている未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報の的確な把握に資するものであることから、おおむね適当であると考えますが、「追加就労希望就業者」の把握に当たり、関連する他の調査事項において正確なデータが得られるかについて、二点の論点を整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から論点を含めて、論点に対する回答をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2の2ページでございます。「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加ということで、最初の論点が、特定調査票の「短時間就業及び休業の理由」におきましては、1週間に仕事

をした時間が 35 時間以上の場合についてのみ下向きに矢印がある。「就業時間増減希望の有無」、A 2 の方に誘導されているわけです。1 週間に仕事をした時間が 35 時間未満の場合については、そういった矢印がありませんので、回答不要であると誤認するおそれがないかというものが第一点。

それから、二番目が A 1 が未記入の場合、1 週間に仕事をした時間が 35 時間以上の場合と、1 週間に仕事をした時間が 35 時間未満だが回答漏れの場合が混在するため、1 週間に仕事をした時間が 35 時間以上の場合についても回答記入欄を設ける必要はないかという二つでございます。

こちらにつきましては、まず第一点目でございます。特定調査票の A 1 の設問は、1 週間に仕事をした時間が 35 時間未満だった者につきまして、その理由を把握するための調査事項となっております。

このため、A 1 に回答不要な 1 週間に仕事をした時間が 35 時間以上の者については、矢印によって、次の A 2 の調査事項へ誘導しているものでございます。

これは、少し補足しますと、基礎調査票の方に就業時間を書くようになっておりますので、35 時間以上であるかどうかは、基礎調査票の方で書く。35 時間未満だった場合には、その理由を特定調査票の方で書くといった設計になっているものでございます。

なお、週 35 時間以上の者を含めた全ての就業者における設問 A 2 の回答状況と、1 週間に仕事をした時間が 35 時間未満の者の A 1 に回答して、A 2 に回答しなかった者の回答状況につきまして、不詳の状況を確認したところ、大きな差はございませんでした。ほとんど A 1 から A 2 にきちんと回答していただいているという状況でございます。

こうしたことから、A 1 からの誘導の有無による誤認はないものと考えております。

それから、二番目ですが、特定調査票 A 1 の質問は、1 週間に仕事をした時間が 35 時間未満だった者について、その理由を把握するための調査事項である。これは、先ほど申し上げたとおりでございますが、1 週間に仕事をした時間が 35 時間以上の者の場合は、A 1 への回答の必要がありません。

また、1 週間に仕事をした時間につきましては、変更案の基礎調査票⑥欄で記入された時間によって把握することとしておりまして、A 1 の回答において、35 時間以上の場合と、35 時間未満の回答漏れである場合が混在することはないと考えております。

こうしたことから、35 時間以上に対する回答記入欄を設けることは、それらの者に対する記入者負担の増加ということにもなりますので、必要ないと考えているところでございます。

なお、他の調査事項との並びから見ても、条件によって記入しない設問はほかにもございますので、そういったところとの平仄を合わせているというところでございます。

こちらからは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問がある方は、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。では、この件については、御了承いただいたものといたします。

続きまして、審査メモの5ページの「ウ 「最近の求職活動の時期」の削除」から7ページの「オ 「就業の可能性」の変更」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 最初に、審査メモ5ページの「ウの「最近の求職活動の時期」の削除」についてでございます。

今回の変更計画では、特定調査票における「最近の求職活動の時期」、B3及びC4を把握する調査事項を削除することとしております。

これにつきましては、先ほど御審議いただきました特定調査票から基礎調整票への「最近の求職活動の時期」の移設に伴い、これと把握内容が重複するため、削除するものであり、報告者負担の軽減に資するものであることから、おおむね適切と考えますが、調査結果の利活用の面から、削除することによる支障が生じないかについて、二つの論点を整理してございます。

次に、審査メモ6ページの「エの「求職活動の方法」の変更」についてでございます。

今回の変更計画では、特定調査票の「求職活動の方法」を把握する調査事項につきまして、把握対象とする求職活動期間を直近1か月に変更するとともに、選択肢といたしまして、「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加することとしております。

これにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、ILO 決議における新たな失業者の定義では求職活動期間を「4週間又は1か月」とされていることに準拠し、本調査事項の把握対象とする求職活動期間を従前の月末1週間から直近1か月に変更するとともに、先ほどの特定調査票における「最近の求職活動の時期」、B3の削除に伴いまして、従来、当該調査事項により推計していた、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を把握できなくなることから、その代替として選択肢を追加するものであり、国際比較可能性に配慮したものであることから、おおむね適切であると考えますが、統計の継続性の確保の観点から問題がないか、また、選択肢の追加は妥当かについて、四つの論点を整理してございます。

最後に、審査メモの7ページの「オの「就業の可能性」の変更」についてでございます。

今回の変更計画では、特定調査票の「就業の可能性」を把握する調査事項を回答する者について、基礎調査票の調査事項である「最近の求職活動の時期」において、「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」又は「この1年間には全くしなかった」と回答した者に限定するよう、変更することとしております。

これにつきましては、先ほど御審議いただきましたとおり、特定調査票から基礎調査票に移設する「最近の求職活動の時期」において、「この1か月にした」と回答した者については、同じく基礎調査票に移設する「就業の可能性」に回答することとなるため、報告者が重複して回答することのないよう措置するものであり、報告者負担の軽減に資するものであることから、適切であると考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、総務省統計局から論点に対する回答をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2に基づきまして、説明いたします。

ウの「最近の求職活動の時期」の削除についてでございます。最初の論点としましては、従来の完全失業者に対する「最近の求職活動の時期」については、そもそも完全失業者は、従前の定義に基づけば、月末1週間に求職活動をしていた者であるにもかかわらず、本調査事項により、改めて求職活動の時期を把握していた理由は何か。また、本調査結果については、具体的にどのように利活用されたのか。

二つ目の論点ですが、前記1の把握理由及び利活用状況を踏まえ、本調査事項を削除することによる利活用上の支障等はないかというものでございます。

まず、最初の論点でございますが、現行の特定調査票B3は、完全失業者のこの1か月の求職活動の時期を調査する。失業の実態を把握していたものでございます。この設問の回答状況によりまして、回答内容の組合せにより、失業率の国際比較の活用に利用していたものでございます。

それから、二番目ですが、変更案の特定調査票のB1、求職活動の方法におきまして、期間を1か月に明確化するとともに、選択肢に「求職活動の結果を待っていた」を追加することにより、こうした者を直接把握することが可能になりますので、現行の特定調査票B3の削除による支障はないと考えております。

それから、その次の「求職活動の方法」の変更についてでございます。

最初の論点は、本調査事項により得られるデータは、具体的にどのように活用されていたのか。

それから、二番目ですが、国際比較可能性への対応に留意しつつ、求職活動期間を変更することにより、どのような影響が生じることが考えられるか。前記1の利活用に照らして、支障等が生じることはないか。

それから、三番目ですが、従来の完全失業者に対する調査事項である「最近の求職活動の状況」を用いて、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を推計していたとしているが、具体的にどのようにデータを利用していたのか。今回の選択肢の追加により、具体的にどのように代替するのか。

それから、四番目でございますが、今回追加する選択肢については、他の選択肢にも照らして、求職活動の方法に係る選択肢として適当か。諸外国の同種の調査において、求職活動の方法について把握している事例はないか。ほかに適切と考えられる選択肢はないかというものでございます。

最初の論点ですが、現行の調査票B1につきましては、失業者の具体的な求職活動の方法を把握しまして、各種の雇用対策や学術研究に利用可能なデータとして提供していたものでございます。

それから、二番目ですが、特定調査票B1の設問につきましては、ILO決議の失業の要件に合わせ、求職活動期間を1か月に明確化する変更を行い、月初めに仕事を探していた者も対象に含めて把握することとしております。

また、今回、回答の選択肢の「その他」を分割しまして、諸外国と比較をするために必要な事項を追加するものでございます。

1 ページめくっていただいて、このため、現行の特定調査票 B 1 の選択肢で「その他」と回答していた者が減少するなどの変化が生じる。そういった可能性はあるものと考えております。

なお、調査事項の変更により、時系列に影響が生じた場合には、結果について説明するなど、適切な情報提供をしてみたいと考えております。

それから、三番目ですが、現行の特定調査票 B 3 では、求職活動の時期を調査し、結果を待っていた者を推計し、国際比較に活用していたものでございます。

変更後の特定調査票 B 1 では、参照期間を 1 か月に明確化するとともに、選択肢を追加することによりまして、選択肢の主従の記入内容から、結果を待っていた者が直接把握できるということになります。

こうしたことから、現行と同様の試算が可能になると考えております。

四番目としまして、その求職活動の方法についてですが、求職方法に関する調査事項と同様の選択肢の例としましては、EU では、「求職の申込みの結果待ち」「公共職業紹介機関からの呼び出し待ち」「公共部門への採用公募の結果待ち」を選択肢として設けております。また、イギリスでは、「求職申込みの結果待ち」を選択肢に設けております。

これは、別紙で配布しているものでございます。別紙 1 の方で、EU とイギリスの例、原文をそのまま添付してございます。そちらを御参照いただければと思います。

こうした国などと比較をしましても、選択肢としては適当であると考えているところでございます。

こちらからは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

はい、嶋崎委員、お願いします。

○嶋崎委員 申し訳ありません。先ほどのイのところに戻ってしまいましたが、基礎調査票のイの 35 時間未満の方に回答していただくという A 1 の部分です。この方法は、A 4、C 4 についても、全く同じ仕組みですので、例えば A 4 のようにくくって、「基礎調査票の⑥で 35 時間未満の方は、その理由を記入してください」として、「35 時間以上の方は」という特定調査票 A 4、それから裏面の C 4 と同じような形にすると、基礎調査票の回答と照らし合わせながら、A 1 に回答できる。その仕組みで特定調査票を全て構成すると、回答者としては大変分かりやすいと考えますが、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 御指摘ありがとうございます。おっしゃる点、分かります。A 4 と C 4 という部分で、この方が良いのではないかと。

実は、前回にこの項目を入れたとき、A 1 と A 4 が既にこの状態になっていて、調査票

の設計上、不整合のあるままで進んできたということは事実でございます。その調査事項は、正直に申し上げまして、今御指摘があった点で、試験調査などを行っているわけではございませんので、理屈上は当然同じ形にはなるとは思いますが、設計上、文言を変えたときに時系列が動くかという部分までは、私どもの方で自信がございません。

現状のところ、先ほど長藤から申し上げたとおり、不詳のところに問題がないですということなので、差し支えなければ、この形にさせていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ただ、不整合があるままと認めているのに、何もしないということは、申し訳ないのですが、少しどうかなという気がしますが。

○嶋崎委員 回答する側からすると、違うのではないかと思います。

○白波瀬部会長 少し違うのではないかという意見です。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 不整合と言えば不整合なのですが、A4とC4を見ていただければと思うのですが、こちらは基礎調査票でこのように回答した人はこちらに行ってくださいということで、基礎調査票に回答した人たちをグループ分けして、読んでみますと、⑧欄で勤め先での呼称を「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「その他」と回答した方のみ記入してくださいという形にして、それ以外の方はA5へ行ってくださいとしているわけでございます。

A1の欄は、そのまま35時間以上か35時間未満かで分けているものですが、A4、C4につきましては、回答状況によって記入するところが違いますよと。このように回答した人はこの欄に記入してくださいということで、四角で囲っておりますので、その関係で、矢印を付けている。その方が分かりやすいということで付けているところでございます。

これは、従来からこの形で行ってございまして、特段の不詳の割合が高く出ているということではございませんので、調査票の不整合というか、基礎調査票の回答状況のグループ分けという点を考慮したものとお考えいただければ幸いです。

○嶋崎委員 回答者のグループ分けということであれば、この35時間未満も、グループ分けになりますので、同じことだと思うのですが。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 同じことなのですが、A4、C4では、基礎調査票の⑧欄でこのように回答した人ということで説明書きが必要な部分なのでね。

○嶋崎委員 はい。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ここは、要するに短時間で、いわゆる非正規で働いた方たちはここに記入してくださいということで四角で囲っている。それ以外の方は、A5に行ってくださいよということです。一方、A1は35時間未満か35時間以上かの二つに分けられますので、特段そこでこのように回答した人はどうということまで説明する必要はないというところが違っている点でございます。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 若干補足させていただくと、基礎調査票の⑥番に仕事をした時間があって、そこが35時間以上の場合は、この項目は回答不要です。そうでない場合は、回答してくださいと。そこまでだらっと書くのか

どうかということだと思っております。A 4とかC 4というと、仕事をしたかどうかとか、少し入り組んだ項目になっていきますので、そこは選択肢を参照していただいて、ここを回答するか、しないか見てくださいますようにしていただければと思います。

A 1の項目については、ふだんの仕事の時間といいますか、1週間の仕事の時間は、大体三十何時間とか、正社員だったら35時間以上にはなると思っていますので、そのところで記入上、判断していただけるかなと思うことで、あえて言葉を付け加え過ぎると、見る人も大変だと思いますので、こういう形にしているという側面もあります。

先ほど不整合と申しましたが、レイアウト上の不整合と御認識いただければと思います。

○白波瀬部会長 私はずい「不整合」というのでかみついてしまったので、それは少し申し訳なかったなと思うのですが、勇上専門委員、何かありますか。

○勇上専門委員 そうしますと、ここに関しては、基礎調査票と特定調査票は、先ほど、そのようなガイドの文章を書かないということで、必ずしも回答の順番を直接リンクさせているわけではないということになる。そうしますと、35時間以上働いている方で、このA 1に答える人はいないと考えてよろしいのでしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 現実問題として、間違えて回答するケースはありますが、データチェック上で、35時間以上の方については、ここは回答不要ということで、はじく形になります。

○白波瀬部会長 少し広げてしまうのですが、とても基礎的なところで、基礎調査票と特定調査票のサンプリングは、どのような形で行われているのかということと、基礎調査票と特定調査票は、調査対象となった人は同時に書くのか、その辺りの足元のところの確認をお願いいたします。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 労働力調査ですが、調査対象は、1か月目、2か月目ということで、2か月連続で調査をします。翌年、同じ調査区を調査して、もう一回当たるという形で調査をしております。都合、同一の世帯であれば、原則4回調査が当たります。1か月目、2か月目、それから翌年の1か月目、2か月目ということです。翌年の2か月目、一番最後の4回目のときに、基礎調査票に加えて特定調査票を対象に配布するというので、そのときに限って、基礎調査票と特定調査票のクロスといいますか、チェックをかけるというものでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ですから、調査票は、同時に調査対象者に行くということですね。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 はい。

○白波瀬部会長 それから、レイアウトの話です。これも基本的なことですが、大体調査をすると、同じ調査でも紙が違えばずれることがあって、これはずっとこれまでされてきた作業だと思います。この辺り、基礎調査票と特定調査票の間の不整合ということは、基本的な情報ということで結構なのですが、経験上、大体どの程度あるものですか。答えられますか。

○吉田総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 A 1については、基礎調査票の⑥欄の時間から持ってきていると言っていますが、この基礎調査票の⑥欄の不詳

割合は、0.2 幾つという数字です。これは、地方の統計調査員の方によく見ていただいているということだと思います。

A 1 について、35 時間未満の人が A 2 に行く割合と、矢印によって 35 時間以上の人が下に行くという割合の差も、大きく差はないと言っていますが、申し上げますと、0.2 ポイントの差でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ですから、A 1 のところで結構記入があって、これでクロスさせれば良いのですが、恐らくクロスさせると、35 時間以上の人もこの理由を答えていることがある。どうしてもクリーニングになるのだと思います。ということになると、ゼロ・エラーを目指して何をするかということになってくると思いますが、やはり調査票は、高齢化も含めて、これは自分自身の話になってしまうのですが、余り小さい字が多くあるということは、余りよろしくないのではないかという感じがいたします。この点については、基礎調査票でクロスもできるということ踏まえて、このレイアウトでいかがかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○嶋崎委員 自分が回答者になったときのことを考えれば、やはり同じ仕組みになっていることがベストだと思います。とはいえ、そのような御判断であれば、それに従うしかないと思います。ここでは再度、報告者からすれば、やはりシステマティックに同じ仕組みのものは同じものとなっていることがベストだという点はお伝えしておきます。

○白波瀬部会長 はい。かなり選択肢を限った質問項目になってくるので、どうしてもこの小さい字が上に来る。どちらかというと、私は A 4 や C 4 の方が望ましくなく、このようなものがない方が良く、どこかでうまくフィルターがあったら良いかなと思います。そのような意味で、中に字が入るよりも、質問のスタイルからすると私はこちらの方が例外かと思いますが、嶋崎委員がおっしゃることは、正しいと思います。

高齢者は労働力になっていないが、労働力率は上げなければならないし、私は A 1 については、こちらの方が見やすいと思うので、このままで御了承いただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○嶋崎委員 結構です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

戻りますが、本調査の構造について、労働力調査の今の基礎調査票と特定調査票、この辺りの説明は、ウェブサイト上で丁寧にしていただいていますか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 そうですね。まず、諮問資料中にも、一応、標本抽出方法ということで、紙の文章で記載しているので、少しこれは分かりづらいと思うのですが、二つ書類を作っております、「労働力調査の解説」という全体版のものをまず作っております。その上で、「標本設計の解説」という資料として、よりコア・ユーザー向けに、標本設計はこのような構造で行っていますよという資料を作っております。

○白波瀬部会長 コア・ユーザーもそうではない人もそうですが、何かポンチ絵で分かりやすく見えるように、ホームページのところに、調査の全体デザインを含む概要を出して

いただく。もちろん、その詳細なサンプリングの情報は欲しいので、それはそれで掲載いただいても良いと思いますが、やはり国民向けというか、報告書という形で公表されますし、その辺りの数字の解釈も含めて、少しここを工夫していただけると有り難いと思います。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 一応、労働力調査は、簡単な解説と申しますか、分かりやすいものをホームページ上には出しております。調査票も出しております。その辺りは、できるだけ情報提供はしているつもりでございます。

○白波瀬部会長 はい。ということで、よろしく願いいたします。

それ以外、いかがでしょうか。今のところ、御質問、御意見ありますか。

はい、勇上専門委員。

○勇上専門委員 先ほど、御説明いただきました「求職活動の方法」についてです。求職活動の方法について、結果を待っていた場合について、従来の「その他」を分割する形となっている。これは、イギリスあるいはEUの選択肢とも整合的であるということで、その点に関して全く異論はありません。これまでも求職活動の結果を待っていた方については把握されていて、私の認識ですと、国際比較をするときに、1週間の間に求職活動はしておらず、求職活動の結果を待っていたという方は、国際比較上、非労働力に入れる場合があるので（アメリカなどはそうです。）、そのときに使われていたと認識しています。

特定調査票の4分の1のサンプルでこれを把握することは、国際比較にもかなうとは思いますが、一方で、今回、基礎調査票において求職活動期間を1か月の単位に拡大しています。そして、先ほどの御回答では、そこには求職活動の結果待ちが入っている。ですが、その方々が結果待ちかどうかということは、特定調査票でのみ把握できるという理解でよろしいですか。確認です。

○白波瀬部会長 はい、お願いいたします。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 従来も特定調査票の中のB3という項目で完全失業者の中で結果を待っているかどうかということは把握可能でした。今、勇上専門委員がおっしゃったように、アメリカなどでは求職活動の中に「結果を待っている」を含めていません。この求職活動は、国によって随分違う部分もございまして、例えばEUですと、求人広告を見ていた、英語で言うと「Studying」なので、「研究していた」かもしれませんが、そういったものも入っていて、国によって少し違うケースもございまして。私どもの考えとしては、「求職活動の方法」というので、要は失業者を分解するといえますか、それでB1の項目に入れるという考えでございます。

そういう観点で言いますと、結果を待っていた、それしか行っていない者をB1の項目で分解が可能になるだろうと考えてございます。

○勇上専門委員 分かりました。はい。

○白波瀬部会長 はい。ありがとうございます。

いずれにしても、特定調査票でのみということですから、そこは余り変わらないということですね。

○勇上専門委員 従前からの取扱いと同様ということですね。

○白波瀬部会長 はい。他国というよりも、こちらの方の時系列では、それほどぶれない

のではないかとということです。

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、以上、これまでのところについて、御承認いただいたものといたします。

続きまして、審査メモの8ページの(2)「集計事項の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 審査メモ8ページの(2)「集計事項の変更」についてでございます。

今回の変更計画では、集計事項につきまして、調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行うこととしております。

変更される集計事項につきましては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも応えようとするものであることから、おおむね相当であると考えますが、今回の変更に伴い、具体的に作成される集計表の内容など、集計表の有用性の確保等や、新たな失業率を含む未活用労働に係る新指標の導入に伴う従来の統計との継続性の確保等につきまして、四つの論点を整理してございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 それでは、総務省統計局から論点に対する回答をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、論点でございますが、最初に調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章、様式はどのようなものか。

それから、二番目ですが、調査結果の利活用の観点から見て、作成される集計表は、十分かつ適当なものとなっているか。

それから、三番目ですが、新たな失業率を含む未活用労働に係る新指標については、いつから公表を行うのか。特に、新たな定義による失業者についての結果については、前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、基本集計においては、これまでの定義による完全失業者についての結果を引き続き公表することとしているが、具体的にいつから基本集計で新たな定義による失業者についての結果の公表を行う予定か。また、統計の継続性を確保する観点から、どのような措置を講ずるのか。

それから、四番目ですが、未活用労働に係る新指標について、本調査結果に基づき、具体的にはどのような指標を作成することを予定しているのか。また、本調査の見直しに向けた試験調査として実施した「就業希望の把握に関する準備調査」の結果において、これらの新指標の値について、どのような結果が得られているのかというものでございます。

最初に、集計表の様式でございますが、お配りしている資料の別紙2というものです。資料3-2の別紙2に基本集計の集計表、これは星取表になってございますが、基本的に基本集計の方では、従前の完全失業率を出すことにしておりますので、変更点としましては、就業状態と雇用契約期間のところに変更が生じております。これは、後で出てくるところの変更でございます。

それから、その下にありますが、詳細集計の星取表でございます。こちらは、新しい失業者を把握するものでございますので、幾つか変更点が出てきております。

少しこれは見にくいといえますか、分かりにくいかと思っておりますので、分かりやすい例を付けてございます。下の方に分類表が6ページありますが、その分類表の下に基本集計のものを一枚。こちらは、こういう結果表になりますよということで、表頭と表側を付けたものでございますが、「雇用契約期間の変更について」のところが変わりますというものでございます。

それから、その下に詳細集計の結果表を付けてございます。こちらにつきましては、失業者が当然変わるわけでございますが、未活用労働の指標を分かりやすく一番下の方にまとめて掲載するといった結果表を考えているところでございます。

こちらで15歳以上人口からずっと下がりますして、失業者、それから未活用労働指標の1、2、3、4、それから補助指標1、2という形で、このような様式を考えているところでございます。

それから、二番目ですが、調査事項の変更により、ILO決議で示された4指標を全て集計することとしております。

これによりまして、「公的統計の整備に関する基本的な計画」で指摘された国際基準に対応した統計の作成が可能となります。ILOでは、四つの未活用労働指標のうち、少なくとも二つを計算できるようにしなさいということになっているのですが、我が国では全部を出すということにしております。

また、一方で現行の「完全失業率」も集計しますので、時系列比較にも留意をしており、適当なものと考えております。

それから、三番目ですが、未活用労働指標につきましては、先ほど申しましたとおり、四半期ごとの詳細集計において公表することを考えております。最初の公表については、平成30年5月ということで考えております。

この論点のところに出てきております新しい失業率を毎月公表するという点については、いつからを考えているのかということでございます。時系列比較ということが重要でございますので、季節調整値によって時系列比較、前年同月比較等が可能になってから、それを公表すると考えております。

したがって、統計の継続性を確保する措置としましては、当面は現行の「完全失業率」を公表しながら、変更後の調査結果の検証を行いまして、具体的にいつから新しい失業率を毎月公表するかということを検討してまいりたいと考えております。

それから、四番目ですが、我が国におきましては、失業を含む未活用労働指標を多面的に捉えるという観点から、LU1からLU4に加えまして、深刻度の高い者、会社都合による離職者等を対象とした失業率、それから、ILO決議で定めるオプション要件。このオプション要件は、すぐに仕事に就くことはできないが、2週間以内だったら仕事に就くことができますという、追加的に2週間というものを付けても良いですよといったオプションです。そのオプションを追加したものを拡張求職者と呼んでおりますが、その二つを補助指標として公表することを考えております。

補足的に申しますと、補助指標の1、「深刻度の高い者」とは、アメリカで出しているU2に対応するもの。それから、「オプション要件」とは、EUに対応するものということで、

そういった国際比較も可能になると考えております。

また、平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月にかけての 6 か月間、南関東の 1 都 3 県で、毎月約 7,200 世帯を対象に「就業希望の把握に関する準備調査」を試験調査として実施しております。

こちらは、一部の地域で限られた時期で実施しているものでございますので、その点を御留意いただければと思うのですが、6 ページにその結果を出しております。

これでいきますと、LU1 の方は、試算値としては、男女計で 3.7%。男が 3.6% で女が 3.8%。女性の方が少し高めになっております。

それから、LU2。こちらは、追加的に就業を希望するという就業者ですね。男女計で 6.4%。男が 5.1% で女性が 8.2%。

それから、LU3。こちらは、潜在労働力人口を加えたものでございますが、男女計で 4.6%。男が 4.4% で女が 5.0%。

それから、LU4 は、それらを全部合わせたもので男女計で 7.4%。男が 5.9% で女が 9.5% となっております。

この LU4 につきましては、各国とも出てきておりまして、低いところでドイツ、アメリカ等の 10% 台ということで、それと比べても、我が国ではかなり低い水準になっているかと思えます。

それから、未活用労働補助指標 1 については、2.3%。これは、会社都合によるものということで、いわゆる非自発的な失業者の率でございます。

それから、EU との比較が可能な拡張求職者を加えた補助指標 2 ということでは、3.9% ということになっております。

こちらからの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、お願いいたします。

勇上専門委員、お願いします。

○勇上専門委員 ささいな質問ですが、試験調査をしたときの完全失業率はどの程度でしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 南関東 1 都 3 県を対象としていますが、そのころが大体 3.1% から 3.2% ぐらいで推移してございます。

○勇上専門委員 なるほど。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 したがいまして、0.5 ポイント近く、こちらの方が高めにはなっているところでございますが、非常にサンプル数も限定的でございますので、ここは留意が必要かと思えます。

○白波瀬部会長 「こちらの方が」とは、どちらでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 こちら、試験調査の方ですね。

○白波瀬部会長 試験調査の全体の数字ですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ええ。

○白波瀬部会長 今回の3.1%から3.2%とは、本調査の方の数値を出されたということですか。今の勇上専門委員の御質問は、今まで従来どおりに算出された値はどれぐらいですかという御質問かと思えます。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 3.2%でございます。

○白波瀬部会長 3.2%。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 この試験調査の中での従来と同じ定義のものですね。

○勇上専門委員 そうです。

○白波瀬部会長 そうです。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 3.2%でございます。

○勇上専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 あといかがでしょうか。

いつも表章とやられると、私にも分かりにくいのですが、これ以上の表章はしにくいのかと思えますが。少し確認ですが、やはり国際比較ということですので、日本としたらどれぐらいの時期に公表できるかという御説明はしていただきましたが、最終的には国際表を掲載されるお考えなのか。これは、ILOの基準に沿った数値なので、皆様御勝手にいろいろなところから持ってきてくださいということにされるのか。その辺りはいかがですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 現在の公表冊子も、諸外国の失業率を出しておりますので、この新しい方でも諸外国の失業率でLU1やLU4といったものは出していこうと考えております。

○白波瀬部会長 同じような形で国際比較を行うということですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 同じような形で、はい。

○白波瀬部会長 ほかの国はどれぐらい早く出るかという情報はありますか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 そうですね。アメリカがU指標という形で、もう既に公表しております。それから、EU諸国を見た限りで言いますと、率そのものは出してないのですが、その分母、分子となる失業者であるとか、追加的に就業する人の数値をユーロスタットのホームページで出して、年1回ぐらい更新しているようですので、その辺りから拾ってこられると思っています。

○白波瀬部会長 では、それはあるからよろしいと思えます。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 はい。

○白波瀬部会長 分かりました。

せっかく国際比較可能性を向上させるということが、今回の軸になりますので、是非有効活用というか、それこそホームページ上でも今までどおりの表だけでなく、国際比較という目的からみて分かりやすい工夫をされたものが公表されると、私たち統計利用者としても有り難いと思えます。

あと一点確認ですが、今までの議論の中で、新しい基準ができたので、それに伴って質問項目も追加します。これはあくまでILOの基準に沿ったものということですから、基本

的には今までの完全失業率をこれからも公表するという理解でよろしいのでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 基本的には、従来の完全失業率をこれからも出していくということでございます。

ただ、一点だけ申し上げますと、集計事項の3のところに出ておりますが、新しい失業率を毎月出していくのはいつからかということで、この辺りについては、また別途考える必要があるかと思っております。

○白波瀬部会長 そうですね。やはり個人的には数字が二つ出ると、とても混乱いたしますので、日本はこのような形で、ほかの国もこのような形でという数字はよろしいと思います。ですから、それは分かりやすくということで、説明もいろいろなところに加えるということでしたが、余り混乱が起きないようにというか、もちろん二つ出すと、単純に横並びで間違いなく比較されて議論が起こるわけですから、それはもう良しとして展開してもよろしいかと思えます。その辺りは、少し表記のところ、いくら注意しても誤解というか、いろいろな乱用があると思えますが、やはりホームページ上の情報提供というところで工夫をお願いいたします。

はい。嶋崎委員。

○嶋崎委員 特に現行の失業率が、完全失業率という名称ですので、そちらの方が値として正当であるような誤解が生じることを非常に恐れます。この「完全」という文言自体の議論はかねてからありますので、ここで申し添えておきました。

○白波瀬部会長 何かありますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 分かりました。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。では、これらの件につきましては、御了承いただいたものといたします。

続きまして、労働力調査の前回答申における今後の課題への対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ8ページの前回答申における今後の課題への対応状況についてでございます。

平成24年1月の統計委員会答申におきまして、「今後の課題」といたしまして、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか、無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがあることから、「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性について検討することが指摘されております。

これを踏まえまして、今回の変更計画では、基礎調査票の「勤めか自営かの別及び勤め先における呼称」を把握する調査事項におきまして、「雇われている人」については、「常雇」「臨時雇」「日雇」の別を選択した上で、勤め先における呼称、「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」などを選択する方式から、直接に勤め先における呼称を選択する方式に変更するとともに、雇用契約期間の定めの有無、また、雇用契約期間の選択肢として、「わからない」をそれぞれ設けることとしております。

これにつきましては、本課題に即して選択肢の追加等を行うものであることから、おおむね適当であると考えますが、従業上の地位に係る選択肢の変更について、統計の継続性の確保の観点から問題がないか、また、従前の本調査結果及び本調査と同様に「わからない」の選択肢を新たに設けた平成 24 年就業構造基本調査における回答状況等を踏まえ、適切な選択肢の構成となっているかについて、二つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から論点に対する回答をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、最初の論点でございますが、資料 3-2 の 7 ページでございます。今回の変更により削除することとする「常雇の人（無期の契約）」「常雇（有期の契約）」「臨時雇の人」それから「日雇の人」の別と、追加する雇用契約期間の各選択肢との対応関係はどのようになっているか。統計の継続性の確保の観点から見て問題ないか。

それから、二番目ですが、前回答申における今後の課題におきまして、「労働力調査の「従業上の地位」に係る平成 25 年の調査結果及び平成 24 年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果における回答状況を分析の上」で検討することとされているところ、これに関して、どのような分析及び検討を行ったのか。その分析・検討の結果に照らして、今回の変更内容については適切かということもでございます。

最初の論点でございますが、現行の労働力調査の「従業上の地位」と変更案の労働力調査における雇用契約期間の各選択肢の対応関係については、以下のとおりでございます。

常雇の人については、定めがない定年までの雇用を含む。それから、常雇の有期につきましては、1 年以上から 5 年超という三つのところに該当する。それから、臨時の方は、1 か月以上で 1 年以下。それから、日雇は 1 か月未満といった対応関係がありますので、概念的には継続しているというものでございます。

それから、2 ページでございますが、平成 25 年の労働力調査の結果と平成 24 年就業構造基本調査の結果を比較した結果、どうなっているのかというものでございます。そこに表 1 ということで、結果を付けてございます。

特にここで大きく数値が違っているものは、「臨時雇の人」です。労働力調査の結果では 7.4%であるのに対しまして、就業構造基本調査の方では 15.1%ということで、差が 7.6 ポイントございます。

それから、「常雇の人」の有期の契約のところ、労働力調査では 18.8%であるのに対しまして、就業構造基本調査では 14.4%ということになってございます。

また、「定めの有無がわからない」のところも差が大きくなってございます。

その結果を下に記載してございますが、労働力調査の「常雇」の人は 18.8%で、就業構造基本調査が 4.5%で、労働力調査の方が 14.3 ポイントほど高くなっている。それから、臨時の方も差が出ておりますよということでございます。こうしたことから、労働力調査の「常雇の人（有期の契約）」において、差がかなり大きくなっていると見ております。

この結果を踏まえまして、「就業希望の把握に関する準備調査」、先ほどの試験調査でこ

ざいますが、今回の変更の調査事項によって調査を実施しております。その結果と平成 24 年就業構造基本調査の結果を比較したものが表 2 でございます。

こちらを見ますと、今度は右側の方が「就業希望の把握に関する準備調査」になってございます。一番右側にその差を付けてございますが、先ほどと比べまして、おおむね差が小さくなっている。ほぼ対応関係が見られるということで、特に「就業希望の把握に関する準備調査」では、「5 年超」のところと「期間がわからない」を新たに付けてございますので、その辺りで入り繰りが出ておりますが、おおむね「その他」のところと「定めの有無がわからない」といったところがそれぞれ対応していることが見てとれるかと思えます。

また、「1 か月以上 6 か月以下」のところ、就業構造基本調査では「1 か月以上 6 か月以下」だったのですが、今回の「就業希望の把握に関する準備調査」では、「1 か月以上 3 か月以下」、「3 か月超から 6 か月以下」と 2 つに分けております。その辺りも、整合性はとれている。

こうしたことから考えますと、現行の「常雇」「臨時」「日雇」といったことで調査をするのではなくて、雇用契約期間で把握をする。パート、アルバイト等の呼称と、雇用契約期間で把握する方が、他統計との整合性の観点からも、こちらの方が適切ではないかと考えているところでございます。

こちらからは以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、よろしく願いいたします。

一つ構いませんか。御説明の表 1 ですが、これは直近のものを持ってきていただきましたが、少しその前のデータを見せていただくと、どれぐらいの差が、要するに安定的にあったのかということが見えるような気もするのですが、そのバックアップデータはありますか。一つ前のものなどありますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今、手元にはすぐにはないので。

○白波瀬部会長 傾向はどうですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 「常雇」「臨時」「日雇」の傾向、実はこれは有期と無期に分けての平成 25 年以降でございますが、平成 25 年、26 年と、この傾向自体は変わっていない。ですので、現行の労働力調査の中では、有期、無期に分ける前と分けた後では数値の変動、断層が生じておりますが、有期と無期を分けたところから以降は、ほぼ傾向は変わらず推移しているというものでございます。

○白波瀬部会長 分けていなかったときは断層があるということですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ええ。「常雇」1 本だったものを常雇の有期と無期に分けましたので、そこで、やはりその前とは若干の差が出てると。

○白波瀬部会長 全部込み込みだから、そこの間がどうなっているのか。

○吉田総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 今回、平成 25 年と 24 年の数値を比較しなさいということがあったのでこの表になっているのですが、平成 27

年度でも行ってみました。ほぼ同じ傾向です。

○白波瀬部会長 傾向は同じですね。

○吉田総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 はい。

○白波瀬部会長 分かりました。

何かございませんか。

はい、勇上専門委員。

○勇上専門委員 今のところですが、結論的には契約期間をお尋ねするという形に賛成です。その上で、契約期間を直接尋ねずに、ガイドといいますか、記入の仕方の案内のところで1年以上は「常雇」ですとしたときには人数が多くなるということですね。過去、多かったということになります。

今回、尋ね方を変えるということなので、これ以上、追究することではないかもしれませんが、「常雇」のうち「有期」と答えているのは、もしかしたら雇用契約が反復更新されている方などの可能性があると感じました。その場合は、これは基礎調査票ですが、特定調査票の方の回答で勤続年数が分かる。今の会社にお勤めになっていつからですかということが分かると思いますので、そのようなところで繰り返し更新されている方が「常雇」の「有期」と答えているかどうか分かるかもしれません。例えば、半年から1年以内の契約期間にもかかわらず、繰り返し更新されていると1年超と捉えてしまうなどのケースがあるように推察します。

○白波瀬部会長 余りここに踏み込みたくないのですが、労働力統計として、やはりかなり違いますね。これはずっと使われてきたデータですので、今、勇上専門委員がおっしゃったように、この中の差は何ですかということをお答えられるようにしておいた方が良いと思います。単純に「わからない」というものを作った場合、そこはかなり回答が流れ、「わからない」というものを込み込みにした人が一体誰なのかということは、今、勇上専門委員もおっしゃったように、対象者によって若干経験値が違ったり、あるいは働き方の違いがもしそこで出ていたら、ある意味で非常に有益な数値になり得ます。世帯調査ではできるだけ従業上の地位というものは、各調査で横断的に共通であることが望ましいと私も思います。作業上は非常に有益だと思いますが、これを今どのような形でやるかということまでは申しませんが、少し踏み込んだ分析が必要になるので、議事録としては残しておいてもらいたい。

はい、統計局の方からどうぞ。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 お答えしてもよろしいですか。

実はこの調査の前回の改正は、平成24年12月から平成25年1月だったときに、「常雇」の「無期」「有期」を作ったときに、やはり結果の断層があったという話を先ほど申し上げました。平成24年12月と25年1月の2か月連続調査をされている世帯がございますので、それで前月からの異動状況といいますか、そういうものを分析して、どこに要因があるのかという話を、これはホームページでも載せてございます。

平成30年1月の次の改正のときに、同様の断層などが起きる可能性は当然あると思って

ございますが、平成 29 年 12 月と 30 年 1 月で、どこからどこに行ったのかというマトリックスなどを作って、例えば、従前は「常雇」だったものが、次の月には「わからない」に行っているなど、そのようなものは分析できるかなと思っております。

また、特定調査票については、2 年目 2 か月目だけなのですが、平成 29 年 12 月は基礎調査票の対象になっていて、平成 30 年 1 月は特定調査票の対象になっているサンプル。そこはまたサンプルが小さくなりますが、そこを抜き出して、クロスして分析するなど、そういったことはできるかなと思ってございますので、数値の変動、断層が起きたときには、そういった研究なども行っていきたいと考えております。

○白波瀬部会長 断層という言葉がある意味で一人歩きする可能性があるのですが、余り使いたくないところではありますが、カテゴリーが違いますと結果が違ってくこともありまますので、実態を反映した極めて貴重なデータですので、是非ホームページ上も含めて出していただくと、大変有益なデータになると思います。よろしく願いいたします。

あとはよろしいでしょうか。

では、これらの件について、御了承いただいたものといたします。

とても皆様協力的で、大変ありがとうございました。順調に審議が進み、なおかつ、充実した議論ができたと考えておりますが、本日予定しておりました議題を終えましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、2 月 22 日、水曜日の 16 時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

本日の部会で論点についての審議は一通り終了いたしましたので、次回は答申案について御審議いただきたいと考えております。

答申案につきましては、本日の部会審議の結果を踏まえまして、部会長の御指示を仰ぎながら、事務局において作成いたします。作成した答申案につきましては、委員、専門委員等の皆様に、事前にメールでお送りしたいと考えておりますので、次回部会までにあらかじめ内容を御確認いただければと思います。

本日の部会でお配りしました資料につきましては、次回の部会においても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、もし、お荷物になるようであれば、資料をそのまま席上に置いたまま御退出いただければ、事務局において保管の上、次回、準備させていただきます。

連絡は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて照会いたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。大変ありがとうございました。

